

## 秋田県告示第193号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和5年4月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 (1) 処分をした年月日  
令和5年3月10日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
リゾック  
大館市有浦二丁目4番37号  
沓 澤 属  
秋田県知事許可（般－1）第81939号
- (3) 処分の内容  
建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、板金工事業、建具工事業及び解体工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実  
令和5年2月28日付けで建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、板金工事業、建具工事業及び解体工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日  
令和5年3月20日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
株式会社タクト  
大館市御成町二丁目17番10号  
代表取締役 佐藤 学  
秋田県知事許可（般－30）第20188号
- (3) 処分の内容  
建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実  
令和5年3月15日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日  
令和5年4月5日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
成田施設  
北秋田市鷹巣字北中家下13番地1  
成 田 守  
秋田県知事許可（般－1）第20193号
- (3) 処分の内容  
管工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実  
令和5年3月28日付けで管工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日  
令和5年4月11日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
虻川鉄筋工業  
大館市東台六丁目2番16号  
虻 川 弘  
秋田県知事許可（般－2）第10882号

- (3) 処分の内容  
鉄筋工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実  
令和5年4月5日付けで鉄筋工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。